

射水市監査委員告示第7号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和6年7月に実施した上下水道部（上下水道業務課、上水道工務課、下水道工務課）の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年7月8日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 中川 一夫

## 定例監査結果報告

### 第1 監査概要

#### 1 監査対象及び選定理由

##### (1) 監査対象

上下水道部：上下水道業務課、上水道工務課、下水道工務課

##### (2) 選定理由

上下水道部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査の対象とする。

| 監査方法   | 監査対象    | 前回の監査                            |
|--------|---------|----------------------------------|
| 監査委員監査 | 上下水道業務課 | 令和5年6月19日～令和5年7月3日<br>(令和4年度執行分) |
|        | 上水道工務課  |                                  |
|        | 下水道工務課  |                                  |

#### 2 監査目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和5年度当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効果的に執行されているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

#### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおりとする。

| 重要リスク                   | 監査の着眼点  |
|-------------------------|---|
| (1) 必要性の乏しい支出をす<br>るリスク | ア 支出負担行為は予算執行計画及び予算配当に基づいているか。また、その額を超えていないか。 |
|                         | イ 支出決定は、正当な権限者により行われているか。                     |
|                         | ウ 事務処理が遅延したため、延滞利息を支払っているものはないか。              |
|                         | エ 消費税及び地方消費税の計算は適正に行われているか。                   |
|                         | オ 議会の議決に付すべき事由による支出は適正にその手続きがなされているか。         |

|                     |  |
|---------------------|--|
|                     | カ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算時の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。 |
| (2) 契約が適法に履行されないリスク | ア 工事完成の時期、物品の納入時期、その他の履行期限は守られているか。また、工事完了報告の時期は適正か。                   |
|                     | イ 契約代金及び前払金の支払は適切か。また、部分払の査定は妥当か。                                      |
|                     | ウ 契約日以前に着工しているものはないか。  |
|                     | エ 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか   |
|                     | オ 契約代金及び前払金の支払は適切か。また、部分払の査定は妥当か。                                      |

#### 4 監査の実施内容

上下水道部の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

#### 5 監査の期間

令和6年6月17日から令和6年7月1日まで

## 第2 事業の概要

### 1 事務又は事業の概要

#### (1) 上下水道業務課

上水道業務課は、上水道・下水道の予算及び決算に係る事務をしており、主として次のような事務が行われている。なお、上下水道料金徴収業務については、令和元年10月から民間業者に委託している。

- ① 上水道事業会計及び下水道事業会計の出納及び資金の運用に関すること。
- ② 上下水道料金徴収業務の指導、管理、監督に関すること。

#### (2) 上水道工務課

上水道工務課は、上水道施設の整備、維持管理事業等を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 上水道事業に関すること。
- ② 水道管理及び水質検査に関すること。

### (3) 下水道工務課

下水道工務課は、下水道施設及び雨水施設の整備、維持管理事業等を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業に関すること。
- ② 雨水施設整備事業に関すること。
- ③ 受益者負担金・分担金の賦課及び収納に関すること。

## 第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

### (1) 上下水道業務課

ア 水道事業及び下水道事業いずれも管路の計画的な更新が課題となっている。両事業ともに令和6年度に実施されるビジョン・経営戦略の中間見直しにおいて、現状を十分踏まえ、実現可能な目標値と達成すべき収入額と投資額などを設定し、健全財政の堅持と持続可能な事業基盤を構築するとともに、能登半島地震を教訓にして災害に強いライフラインの構築とサービス向上に一層努められたい。

イ 水道事業の持続可能な基盤構築のため、今後見込まれる給水収益の減少、経費の増嵩による収支等の見通しを市民、議会に示しながら、将来的な料金改定の準備に取り組まれたい。

### (2) 下水道工務課

ア 有収率の低い地区の不明水対策について、計画的に取り組まれ、有収率の向上に努められたい。